

仕様書

1. 件名

令和8年度自家用電気工作物の保安管理業務の請負

2. 目的

四国総合通信局に設置する電気設備（以下、「設備」という。）の自家用電気工作物の工事、維持及び運用を確保するため、保安管理業務に関する外部請負について必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図ることを目的とする。

3. 保安管理業務の対象

保安管理業務の対象は、次に掲げる電気工作物とする。

事業場の名称

四国総合通信局

事業場の所在地

愛媛県松山市味酒町2丁目14-4

設備の概要

需要設備 設備容量 400kVA 受電電圧 6.6kV

非常用予備発電装置 発電容量 150kVA 発電電圧 0.2kV

4. 請負期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）までとする。

5. 点検頻度

(1)月次点検 隔月1回

(2)年次点検 毎年1回

6. 用語の定義

本仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)「委託者」（以下、「甲」という。）とは、四国総合通信局をいう。

(2)「受託者」（以下、「乙」という。）とは、業務の実施に関し、委託者と委託契約を締結した、電気保安法人（以下、「法人」という。）をいう。

(3)「保安業務従事者」とは、委託に係る事業場（以下、「事業場」という。）の保安管理業務に従事する法人の者をいう。

(4)「保安業務担当者」とは、保安業務従事者であって事業場を担当する者をいう。

(5)「契約書」とは、自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書をいう。

(6)「仕様書」とは、業務の指示事項等を定める図書をいう。

7. 提供する役務の品質保証

(1)役務の品質保証

「乙」は、保安管理業務等について、電気事業法施行規則第52条の2第2号ニに規定される以下の事項を明確にしたマネジメントシステムを構築し、レビューを実施していること。

①電気事業法施行規則第52条の2第2号イに規定する要件を満足する資格を有し、かつ法人の従業員である保安業務従事者を選任すること。

②保安管理業務の職務のみを専従とした保安業務担当者を選任すること。

③保安業務担当者が他の保安業務従事者に点検を行わせる場合は、保安業務担当者と保安業務従事者は指揮命令関係にあって、かつ点検・報告等の業務分担が明確な状態であること。

(2)労働災害総合保険への加入

「乙」は予想される高電圧、高所作業等における労働災害事故に備えて労働者災害補償保険に加入すること。（労働災害総合保険証の写しを添付すること。）

(3)損害賠償の能力

「乙」は、この契約の実施に当って故意又は過失によって「甲」又は、第三者に与える恐れがある損害（「甲」又は第三者の感電、点検に伴う機器の損傷、停電による業務の障害等）に對して十分な賠償能力を有すること。

(4)受電設備保証保険への加入

「乙」は、落雷、水災により受電設備が損壊した場合に保証する受電設備保証保険に加入していること。（保険証の写しを添付すること。）

8. 業務の内容等

(1)保安管理業務の内容

「乙」は、「甲」の保安規定に基づいて業務を実施するものとし、その具体的実施基準は、別紙「保安管理業務の細目及び基準」によるものとする。

(2)実施者の確認等

「乙」は、点検等を行う際には、委託契約書等に明記されている保安業務担当者等であることを示す身分証明書等（顔写真入）により、本人であることを「甲」に明らかにすること。

「甲」は、面接等により本人の確認を行う。また、応援者（点検、緊急時）についても、同様の身分証明書等により身元の確認ができ、車両、服装等が統一されていること。

(3)再委託の禁止

「乙」は、契約した業務の全部又は一部を他の者に再委託してはならない。

(4)年次点検時の人員確保など

「乙」は年次点検において、5名以上の保安業務従事者を確保し、2時間以内に行うこと。なお、年次点検は停電の状態で実施することとする。

(5)災害、事故その他非常時の場合に備えた体制等の確保

災害、事故その他非常時の場合に備え、「乙」は次の体制等を確保すること。

①「乙」は、電気工作物の災害・事故その他非常の場合の連絡を365日24時間受ける体制を明確にし、20名以上の保安業務従事者を確保していること。

②「乙」は、広域災害が発生した場合に備えて、原則として30分以内に四国総合通信局へ

到着できる活動拠点 1箇所と原則として 2 時間以内に四国総合通信局へ到着できる活動拠点 1箇所の計 2 篇所以上の活動拠点を有すること。

③大規模災害発生後「乙」は、安全確保のため点検を行うこと。また、非常用発電機の運転が 300 時間に及ぶことが想定される場合は運転確保のため要員を派遣すること。

④「甲」が行う大規模災害等を想定した訓練には、「乙」は必要人員を確保し協力すること。

(6) 絶縁監視装置

低圧電路の絶縁（漏電）を監視するための絶縁監視装置（50mA 以下の漏電電流で感知し発報するもの）の設置は、「乙」の責任において設置し、これを維持管理すること。

「乙」は、この装置により絶縁状態（漏電）を常時監視し、電路の絶縁が不良（漏電が発生）となったことを感知した場合には、「甲」に通知するとともに応急措置をとるものとする。

(7) 記録の保存

「乙」が実施し、報告した保安管理業務の結果の記録等は、甲乙双方において「甲」の保安規定に基づき保存するものとする。

9. 安全管理

(1) 安全の確保

業務の実施にあたっては、労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し安全の確保に努めなければならない。

(2) 単独作業の禁止

高圧回路の停電、送電操作を伴う作業、高圧近接作業、又は高所作業を行う場合は、安全確保のため監視者において複数で作業を実施するよう努めること。

(3) 保護具、防護具の使用

①「乙」は、高圧近接作業を行う場合は、適正な絶縁用防護具、絶縁用保護具を使用しなければならない（労働安全衛生規則第342条、第343条）。

また、そのために必要な、適正な防護具保護具を常備しなければならない。

②「乙」は、防護具、保護具を定期的に（6ヶ月に1回以上）耐圧試験を実施し、その絶縁性能が維持されていることを確認しなければならない（労働安全衛生規則第351条）。

また、その記録は、「甲」の求めがあったときは、直ちに開示しなければならない。

10. 機械器具の管理

(1) 機械器具の保有

「乙」は、業務に使用するために電気事業法施行規則第52条の2第1号ハ、第2号ロ、平成15年経済産業省告示249号第2条に規定された機械器具を保有しなければならない。

(2) 測定器の校正・誤差試験

「乙」が、業務に使用する次の測定機器（継電器試験機、耐圧試験機に組み込まれた交流電圧計、電流計も含む。）は、国家基準を満足した方法で校正・誤差試験を実施すること。

①交流電圧計 ②交流電流計 ③絶縁抵抗計 ④接地抵抗計

(3)校正・誤差試験結果の記録等

前項の測定機器の校正・誤差試験の周期は1年未満とし、「乙」はその試験結果の記録を台帳

管理するとともに、「甲」の求めがあったときは直ちに開示しなければならない。

合格品には校正試験合格シールを貼付し、その中に実施日を明示しなければならない。

1 1. 保安教育

「乙」は、「甲」の職員等に対し電気工作物の保安に関する必要な知識及び技能の教育を行う講習会の開催要請があった場合は、随時講習会を実施すること。

1 2. 中国四国産業保安監督部長への申請、届出

「乙」は、「甲」が中国四国産業保安監督部長へ申請、届出する保安管理業務外部委託承認申請書、保安規程届出書の作成及び提出手続きに関する助言を契約締結後速やかに行うものとする。

(電気事業法第42条第1、2項、電気事業法施行規則第52条第2項)

ただし、「乙」が引き続き前年と同一の者である場合はこの申請及び届出は必要のないものとする。

上記の申請が1ヶ月以内に承認を得られなかった場合、又は取り消しになった場合、「甲」はこの契約を一方的に解除できるものとする。

1 3. 守秘義務

「乙」及び「乙」の従業員は、業務上知り得た情報等は他の者に漏らさないこと。これは契約終了後も同様とする。

1 4. その他

本仕様書に示されていない事項が生じた場合は、協議して処理をする。